

一関地区広域行政組合
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設
整備・運営事業

運営業務委託契約書（案）

令和7年4月

一関地区広域行政組合

運 営 業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等運営業務委託
- 2 委託業務の場所 岩手県一関市弥栄字一ノ沢地内
- 3 仕 様 別冊の要求水準書のとおり
- 4 委託契約の期間 契約締結の日から令和 32 年 7 月 31 日まで
- 5 契約金額(委託料) 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
- 6 契 約 保 証 金 添付の契約約款第 5 条に規定するとおり

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付の契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

一関地区広域行政組合

管理者 一関市長 佐藤 善仁 印

受託者

印

一関地区広域行政組合
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設
整備・運営事業

運営業務委託契約約款

目 次

第1章	総則	1
第1条	(総則)	1
第2条	(指示等及び協議の書面主義)	3
第3条	(契約期間)	3
第4条	(権利の譲渡等)	3
第5条	(契約の保証)	3
第6条	(一括再委託等の禁止)	4
第7条	(貸与品等)	4
第8条	(履行報告)	5
第9条	(関連法令の遵守)	5
第10条	(受託者の業務範囲と責務)	5
第11条	(善管注意義務)	5
第12条	(許認可の取得)	5
第13条	(委託者の取得すべき許認可)	6
第14条	(指示監督等)	6
第15条	(監督員)	6
第16条	(統括責任者)	6
第17条	(統括責任者等に対する措置請求)	7
第18条	(用役に係る費用負担)	7
第19条	(新技術等への対応)	7
第20条	(臨機の措置)	7
第21条	(条件変更等)	8
第22条	(要求水準書の変更)	9
第23条	(本施設整備に係る契約不適合等の場合の特則)	9
第24条	(業務内容の変更及び中止)	9
第2章	運営の準備	9

第25条	(運営業務の準備)	9
第26条	(人員の確保)	9
第27条	(計画書及びマニュアル)	10
第3章	運営・維持管理業務	10
第1節	本施設の運転管理	10
第28条	(処理業務)	10
第29条	(運営計画書)	10
第30条	(計画書の見直し等)	10
第31条	(処理対象ごみの受入等)	11
第32条	(公金の徴収代行)	11
第33条	(処理不適物の取扱)	11
第34条	(処理対象ごみの適正処理)	12
第35条	(処理対象ごみのごみ質の変動)	12
第36条	(計画ごみ量)	12
第37条	(制度変更等によるごみ質及びごみ量の変化)	12
第38条	(災害発生時等の受入れ)	13
第39条	(余熱利用及びエネルギー回収)	13
第40条	(処理残渣等の取り扱い)	13
第41条	(資源化物の取扱)	13
第2節	本施設の維持管理	13
第42条	(本施設の維持管理)	13
第43条	(維持管理の実施に係る計画書)	14
第44条	(補修等)	14
第45条	(設計図書の更新)	14
第46条	(契約不適合)	14
第3節	その他の業務	15
第47条	(その他の諸業務)	15
第48条	(業務報告)	15
第4章	モニタリング	15
第49条	(受託者の自主モニタリング)	15
第50条	(委託者の検査・モニタリング)	16
第51条	(要求水準等の未達)	16
第52条	(停止基準値)	17
第53条	(資源化物の要求水準未達)	17

第54条	(委託料の減額)	17
第55条	(停止期間中等の処理対象ごみの処理)	17
第56条	(費用負担)	18
第5章	委託料の支払	18
第57条	(委託料の支払)	18
第58条	(委託料の改定及び変更方法)	18
第6章	施設所有権等	19
第59条	(所有権)	19
第60条	(第三者の損害)	19
第61条	(保険)	19
第7章	法令変更、不可抗力	19
第62条	(法令等の改正)	19
第63条	(不可抗力)	19
第64条	(不可抗力による負担)	20
第65条	(損害賠償等)	20
第8章	契約の終了及び解除	21
第66条	(運営期間終了時の明け渡し条件)	21
第67条	(委託者による解除)	21
第68条	(受託者の解除権)	23
第69条	(談合その他不正行為に係る解除)	23
第70条	(談合防止規定の適用)	23
第71条	(法令変更による解除)	24
第72条	(不可抗力による解除)	24
第73条	(解除の効果)	24
第74条	(解除に伴う措置)	24
第9章	補則	24
第75条	(委託者が提供した書類等の著作権)	24
第76条	(著作権の利用等)	25
第77条	(著作権等の譲渡禁止)	25
第78条	(著作権の侵害防止)	25
第79条	(特許権等の使用)	25
第80条	(秘密の保持)	26
第81条	(個人情報保護)	26

第82条	(賠償金等の徴収)	26
第83条	(紛争の解決)	26
第84条	(届出書、通知書等の様式)	27
第85条	(契約外の事項)	27
第86条	(特別目的会社の特則)	27
第87条	(計算書類の提出)	27
第88条	(株主に関する誓約)	27
別紙 1	支給品及び貸与品 (第 7 条関係)	29
別紙 2	モニタリング及び委託料の減額	30
別紙 3	委託料の支払手続	34
別紙 4	委託料の改定	36
別記		47

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書及びこの約款に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（第3項に定める書類及び図面を内容とする委託者と受託者が一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係る運營業務委託に関して、以下の条項に基づき締結する運營業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この契約における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。なお、本条及び本文中に定義されない用語で第19号で定義する要求水準書で使用される用語は、同要求水準書の例による。

- (1) 「本施設」とは、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設をいう。
- (2) 「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設」とは、本事業で新たに整備された委託者のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設をいう。
- (3) 「マテリアルリサイクル推進施設」とは、本事業で新たに整備された委託者のマテリアルリサイクル推進施設をいう。
- (4) 「委託料」とは、この契約の履行に対して委託者が受託者に支払う対価をいい、その金額は消費税を含む金額をいう。
- (5) 「運營業務」とは、本施設の運転及び維持管理を含む要求水準書の第3編に規定される運営事業に係る業務をいう。
- (6) 「構成員」とは、本事業に係る入札の落札者である●グループを構成する企業のうち提案書類において代表企業又は構成員とされている者をいう。
- (7) 「協力企業」とは、本事業に係る入札の落札者である●グループを構成する企業のうち提案書類において協力企業とされる者をいう。
- (8) 「基本性能」とは、要求水準書第2編第1章第7節に規定する性能保証事項のうちの保証値並びにその他要求水準書及び設計図書で規定された本施設の性能をいう。
- (9) 「建設請負事業者」とは、本施設の整備を委託者から請け負った●特定建設工事共同企業体（●を代表企業とし、●及び●を構成員とする共同企業体）をいう。
- (10) 「建設工事請負契約」とは、本施設の整備を目的として委託者と建設請負事業者が締結する設計施工一体型の建設工事請負契約をいう。
- (11) 「業務計画書等」とは、受託者が第27条、第29条、第43条に従い委託者に提出し承諾を受けた運営計画書、運営マニュアル、年間計画書類及び実施計画書をいう。
- (12) 「処理対象ごみ」とは、要求水準書の第1章第9節、第10節及び第11節に示される本施設の処理対象ごみをいう。
- (13) 「成果物」とは、この契約又は要求水準書に基づき、若しくはその他この契約に定める業務に関連して受託者が委託者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）。
- (14) 「設計図書」とは、本施設にかかる設計図書として委託者が受託者に貸与するも

のをいう。

(15)「提案書類」とは、本事業に係る入札において落札者が提出した提案書類一式、及び当該提案書類に関し委託者の質問に応じ又は任意に提出した回答書、補足説明書等の一切をいう。

(16)「入札説明書」とは、本事業に係る入札において委託者が令和7年4月9日付で公表した入札説明書（修正・変更等があったときは修正・変更後の最新版）をいう。

(17)「年度」とは、4月1日に開始し翌年の3月31日に終了する1年をいう。

(18)「不可抗力」とは、委託者及び受託者のいずれの責にも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱及び暴動又は第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なもの（要求水準書及び委託者が貸与する設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）をいう。

(19)「要求水準書」とは、本事業の入札において委託者が公表した要求水準書及びこれに係る質問回答をいう。

3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書類の記載内容のうち、要求水準書又は設計図書の定める基準、水準等を超える部分は、提案書類が要求水準書及び設計図書に優先するものとし、設計図書の内容が要求水準書を超える部分は設計図書が優先する。

(1) この契約の条項

(2) 要求水準書及び入札説明書

(3) 設計図書

(4) 提案書類

4 受託者は、運營業務を契約書記載の委託契約の期間内において行うものとし、委託者は、その委託料を支払うものとする。

5 運營業務を実施するために必要な一切の手段については、この契約、要求水準書又は提案書類に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任により定める。

6 この契約の履行に関して委託者及び受託者の間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して委託者及び受託者の間で用いる計量単位は、要求水準書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約及び要求水準書における期間の定めについては、この契約又は要求水準書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する盛岡地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 委託料以外にこの契約に基づき委託者が負担すべき費用が発生した場合の委託者の負担方法については、委託者と受託者が協議により定めるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、勧告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約期間)

第3条 この契約の契約期間は、契約締結日から令和32年7月末までとする。

2 契約期間のうち、本施設の準備期間及び運営期間を、次の通りとする。

準備期間 契約締結日から令和12年7月末まで

運営期間 令和12年8月1日から令和32年7月末まで

(権利の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の保証)

第5条 受託者は、この契約の締結と同時に、次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。ただし、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に免除の旨の記載がある場合には、この条は適用しないものとする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付した

ものに限る。)

(5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(6) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は委託料の200分の10以上としなければならない。
- 3 受託者が第1項第3号から第6号までに掲げる保証のいずれかを付したときは、当該保証は、第67条第4項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の全額の200分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 第67条第1項各号により本契約が解除された場合において、本条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同条第3項の違約金に充当することができる。
- 7 契約保証金には利息を付さない。

（一括再委託等の禁止）

- 第6条 受託者は、運營業務の全部を一括して又は要求水準書において指定した部分を、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、運營業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。ただし、受託者がエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設のそれぞれの運転管理及び維持管理にかかる業務を提案書類に基づき構成員又は協力企業に包括して委託するときは、あらかじめそれらの業務の委託を受ける者との契約書を委託者に示して確認を受けることにより、かかる業務の委託をすることができるものとする。
 - 3 委託者は、受託者に対して、運營業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
 - 4 受託者は、第2項に従い運營業務を第三者に委託又は請け負わせたときは、当該第三者の選任及び監督その他の一切の行為について、委託者に対して責任を負うものとする。

（貸与品等）

- 第7条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量又は規格、引渡場所及び引渡時期は、別紙1「支給品及び貸与品」に定めるところによる。
- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に

受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 3 委託者は、受託者が使用する貸与品等について契約不適合、瑕疵担保等の責任は一切負担せず、貸与品等の使用により受託者に損害が生じても、委託者は一切の責任を負わない。
- 4 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、受託者は、貸与品等の使用に伴う維持管理費用の一切を負担する。
- 5 受託者は、運營業務の完了、要求水準書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 6 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(履行報告)

第8条 受託者は、第48条に定めるほか、委託者が必要と認めるときは、この契約の履行状況等について報告しなければならない。

(関連法令の遵守)

第9条 受託者は、本施設の運營業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

(受託者の業務範囲と責務)

第10条 委託者は、運営期間において、本施設の運營業務を受託者に委託する。

- 2 受託者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように適正に運營業務を行わなければならない。
- 3 受託者は、本施設が基本性能を満たすよう、適正に運營業務を行わなければならない。
- 4 要求水準書及びこの契約に定められている委託者が負担すべき費用を除き、基本性能を満たした運營業務の遂行に関する全ての費用は、受託者が負担するものとする。

(善管注意義務)

第11条 受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、この契約及び要求水準書の各条項の規定に基づき、運營業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

第12条 受託者は、準備期間において、運營業務その他受託者がこの契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可（既に取得されているものを除く。）を取得し、運営期間中において必要な許認可を維持し、また必要な届出等を行わなければならない。

(委託者の取得すべき許認可)

第 13 条 委託者は、運営期間において、本施設を所有し稼動させて処理対象ごみの処理を行うために法改正等により新たに必要となる許認可が発生したときは、これを取得し、維持する。

(指示監督等)

第 14 条 委託者は、この契約の履行について必要があるときは、受託者又は統括責任者に対し、指示監督することができる。

2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して運營業務の実施状況について立ち会い、調査し、若しくは報告を求め、又は受託者の事務所その他運營業務の実施場所に立ち入ることができる。

(監督員)

第 15 条 委託者は、監督員を置いたとき、又は監督員を変更したときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。

2 監督員は、この約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) この約款及び要求水準書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(2) この契約の履行に関する受託者又は受託者の統括責任者との協議

(3) 運營業務の進捗の確認、要求水準書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査及びモニタリング

3 委託者は、2 名以上の監督員を置いた場合において、前項の権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を受託者に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第 1 項の規定により、委託者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、特に委託者が定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、委託者の指示等に基づいて行った措置及び受託者の指示等は、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(統括責任者)

第 16 条 受託者は、この契約締結後速やかに統括責任者を選任し、その氏名及び所属等を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項に従い選任した統括責任者を、運営期間の終了まで継続して本施設に常駐させなければならない。

3 統括責任者は、この契約の履行に関し、運營業務の管理及び統括を行うほか、運営期

間の変更、委託料の変更、委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受領、同条第2項の決定及び通知、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

- 4 受託者は、前項の規定にもかかわらず、自らの有する権限のうちこれを統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(統括責任者等に対する措置請求)

第17条 委託者は、統括責任者又は受託者の使用人若しくは第6条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(用役に係る費用負担)

第18条 電気、上水その他運営業務を実施するために必要なユーティリティに係る調達については、全て受託者の責任で調達し、その全ての費用を負担するものとする。

(新技術等への対応)

第19条 この契約の期間中、本施設又は運営業務に関連して、著しい技術又は運営手法の革新等がなされた場合、委託者及び受託者は当該技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等（以下「新技術等」という。）の導入について検討し、受託者は、改善提案を行うものとする。

- 2 前項の検討に係る費用は、受託者が負担するが、委託者が負担することが合理的と委託者が認める費用については、委託者が負担する。

- 3 第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により委託料の減額がもたらされることを委託者又は受託者が明らかにした場合には、当該新技術等の導入及び委託料の減額について協議するものとする。

(臨機の措置)

第20条 受託者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、受託者はあらかじめ

監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他運營業務の遂行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については委託者が負担する。ただし、運營業務の中止が不可抗力によるものであるときは、損害及び増加費用の負担は第63条第4項の協議又は第64条第1項によるものとする。

(条件変更等)

第21条 受託者は、運營業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書、設計図書及びこれらの図書に係る質問回答書（以下、これらをまとめて「要求水準書等」という。）が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと
 - (4) 業務の履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
 - (5) 要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。また、必要に応じ受託者に業務計画書等の変更を指示するものとする。
 - 5 前項の規定により要求水準書又は業務計画書等の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書の変更)

第 22 条 委託者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を受託者に通知して、要求水準書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは運営期間又は委託料を変更し若しくは受託者に業務計画書等の変更を指示するものとし、受託者に損害を及ぼしたときは、要求水準書の変更が受託者の責めに帰することができる事由に起因する場合を除き、必要な費用を負担しなければならない。

(本施設整備に係る契約不適合等の場合の特則)

第 23 条 第 21 条又は前条による要求水準書及び業務計画書等の変更が建設工事請負契約における建設請負事業者の契約不適合による場合、及びその他建設請負事業者の建設工事請負契約における債務不履行により受託者に損害が生じたときは、第 21 条第 5 項及び前条並びにその他この契約の規定にかかわらず、委託者は受託者に生じた費用及び損害の負担はしないものとし、受託者に生じた費用及び損害は受託者が直接建設請負事業者から補填及び賠償を受けるものとする。

(業務内容の変更及び中止)

第 24 条 委託者は、必要があると認めるときは受託者に通知して、運営業務の内容を変更し、又は運営業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受託者が運営業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。ただし、運営業務の中止が受託者の責めに帰することができる事由に起因するときは委託者は損害及び増加費用の負担を要せず、運営業務の中止が不可抗力によるものであるときは、損害及び増加費用の負担は第 63 条第 4 項の協議又は第 64 条第 1 項によるものとする。

第 2 章 運営の準備

(運営業務の準備)

第 25 条 受託者は、運営期間の初日から運営業務を実施できるよう、準備期間において次条に規定する人員を確保し、教育・訓練を実施するほか、その他必要な準備を実施しなければならない。

2 受託者は、準備期間において、運営業務に関し建設請負事業者から運転員等への教育・指導を受けるものとする。

3 前項の運転員等の教育・指導は、建設請負事業者が要求水準書に従い作成した教育指導計画に従い実施されるものとする。

(人員の確保)

第 26 条 受託者は、準備期間において、運営業務に関する必要な有資格者及び人員（以下

「従業員」という。)を自らの責任及び費用で確保し、この契約の終了まで、これを維持する。

- 2 受託者は、従業員のうち本施設の運転管理業務に従事する者について、準備期間において十分に教育・訓練を実施し本施設の運転に習熟させ、運営開始日（各本施設の運営期間の初日をいう。以下同じ。）からの運営事業の実施に支障のないよう準備しなければならない。

（計画書及びマニュアル）

第 27 条 受託者は、準備期間中において、要求水準書に従い、運営業務に関する運営計画書を作成し、本施設の運営業務の開始 1 か月前までに委託者の承諾を受けるものとする。

- 2 受託者は、要求水準書に従い、準備期間中において、運営マニュアルを作成し、本施設の運営業務の開始 3 か月前までに委託者の承諾を受けるものとする。

- 3 受託者は、実施した業務が要求水準書が定める水準に満たないときにおいて、単に第 1 項の運営計画書又は前項の運営マニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第 3 章 運営・維持管理業務

第 1 節 本施設の運転管理

（処理業務）

第 28 条 受託者は、運営期間の初日に運営業務を開始し、運営期間中、この契約及び要求水準書に基づき、本施設の運転を実施し、処理対象ごみの適正処理を行う。

（運営計画書）

第 29 条 受託者は、第 27 条第 1 項に従い委託者の承諾を受けた運営計画書に基づき、各業務に係る年間計画書類を作成の上、各年度が開始する 2 か月前まで（初年度は運営開始日の 3 か月以上前まで）に委託者に提出し、前年度の 3 月 31 日までに委託者の承諾を受けなければならない。

- 2 受託者は、前項に従い委託者に提出した年間計画書類に基づき、月間運転計画を毎月作成し、作成した計画書を委託者に提出しなければならない。計画書の記載項目、様式及び提出時期は委託者と受託者の協議により定める
- 3 受託者は、運営計画書等に従い、毎月の運営業務を実施するものとする。
- 4 受託者は、委託者に提出した運営計画書等を変更しようとするときは、あらかじめ委託者と協議を行い、協議の結果に基づいて変更を行うものとする。

（計画書の見直し等）

第 30 条 受託者は、運営期間の最終年度を除く年度の各年度末において、第 27 条第 1 項の運営計画の見直し及び変更について委託者と協議し、必要な修正等を行うものとする。また、受託者は、運営期間中に運営計画の変更の必要性が生じたときは、委託者と協議し、変更に必要な業務実施計画の修正等を行うものとする。

- 2 受託者は、本施設の運転・維持管理の状況に応じ、第 27 条第 2 項に規定する運営マニュアルを改善又は変更するよう努めるものとする。受託者が、運営マニュアルの改善又は変更が必要と認めるときは、委託者と協議のうえ、改善又は変更に必要な運営マニュアルの修正等を行うものとする。

(処理対象ごみの受入等)

第 31 条 受託者は、搬入された処理対象ごみを、受託者によりあらかじめ指定された本施設内の場所でこれを受入れるものとする。

- 2 受託者は、本施設の受入設備において受入可能として提案した量（最大容量）の処理対象ごみを受入れなければならない。
- 3 受託者は、搬入される処理対象ごみが受入可能な量を超えるおそれがある場合は、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(公金の徴収代行)

第 32 条 委託者は、本施設に処理対象ごみを搬入しようとする者が納める処理手数料を徴収する事務を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

- 2 受託者は、前項の規定により徴収した処理手数料を公金として管理し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の収納の委託に係る規定及びその他関連する法令及び要求水準書並びに委託者がこの契約締結後に速やかに定める規則等に従い、これを保管し、委託者に納付する。

(処理不適物の取扱)

第 33 条 受託者は、搬入される処理対象ごみ中の処理不適物を可能な限り排除するよう努めなければならない。処理不適物の排除の方法は要求水準書に従う。

- 2 委託者は、委託者の構成市町内の住民及び処理対象ごみの搬入者に対して広報・啓発活動等を行うことにより、処理不適物の混入を未然に防止するように努めるものとする。
- 3 受託者は、第 1 項の規定により排除した処理不適物について、搬入者が特定できるときは、原則として当該搬入者に返還する。搬入者が特定できないときは、他の処理ラインで処理することが可能であると判断できる場合は、可能な範囲で他の処理ラインで処理をすることとし、処理できないものは要求水準書の定めに従いストックヤードに運搬し、貯留するものとする。
- 4 受託者は、処理不適物の混入が原因で本施設に故障等が生じ、本業務の実施に支障が生じた場合は、自己の費用及び責任において復旧しなければならない。ただし、処理不適物の混入が受託者の善良なる管理者の注意義務をもってしても排除できないものと委託者が認める場合において、処理不適物の混入により本施設に故障・事故等が生じたときは、当該故障・事故等の復旧費用は委託者が負担する。
- 5 この契約において、処理不適物とは、本施設で処理を行うことが困難又は不相当と判断されるものとして委託者と受託者があらかじめ定めるものをいう。ただし、委託者と受託者の協議で処理不適物として定められていない種類のものであって、本施設での処

理が困難又は不相当であると受託者が申立を行い、委託者がこれを承諾した場合には、新たに処理不適物に加えることができるものとする

(処理対象ごみの適正処理)

第 34 条 受託者は、本施設の各設備を適切に運転し、受け入れた処理対象ごみをこの契約、要求水準書及び運営計画書等に従い適正に処理するものとする。

(処理対象ごみのごみ質の変動)

第 35 条 本施設に搬入される処理対象ごみのごみ質が、要求水準書第 1 編第 2 章第 9 節から第 11 節に記載の計画ごみ質の範囲から逸脱し、それに起因して受託者に追加的費用が発生した場合であって、受託者の説明により、委託者が当該原因が処理対象ごみのごみ質が要求水準書記載の計画ごみ質の範囲から逸脱したものと認める場合は、その追加的費用の負担について次項及び第 3 項に従い協議を行うものとする。ただし、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設については、施設に搬入される処理対象ごみの年間平均の低位発熱量が、要求水準書記載の計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受託者は、処理対象ごみのごみ質の変動を原因とする委託料の見直しその他費用の負担を請求することはできない。また、低位発熱量以外のごみ質条件として、成分及び元素分析値が変動し、明らかに長期的なユーティリティ使用量に影響を及ぼすと考えられる場合は、別途協議を行うものとする。

- 2 受託者は、前項に規定する追加的費用が発生した場合は、委託者に対して費用負担に関する協議を申し立てることができる。
- 3 委託者は、前項の規定により受託者から協議の申立を受けた場合は、これに応じるものとする。

(計画ごみ量)

第 36 条 本施設に搬入される処理対象ごみの計画ごみ量は要求水準書第 1 編第 2 章第 9 節から第 11 節に示すとおりとする。

- 2 本施設に搬入される処理対象ごみの年間の量が前項の計画ごみ量と著しく異なり、かかる状況が長期間にわたり継続すると見込まれるときは、委託者及び受託者は、相手方に対し要求水準書、運営計画書等及び委託料の変更についての協議を請求できるものとする。
- 3 委託者及び受託者は、相手方から前項の請求を受けたときは、誠実に対応するものとし、協議が調ったときは、必要な契約変更、要求水準書及び運営計画書等の変更等の手続を行う。

(制度変更等によるごみ質及びごみ量の変化)

第 37 条 委託者は、本施設について、将来のごみの減量化計画、ごみの分別収集計画、ごみの収集計画等によって、処理対象ごみのごみ質又はごみ量の変化が予想される場合は、事前に受託者との間でこの契約、要求水準書及び運営計画書等の見直し及び委託料の算

定方法の変更等の必要性について協議を行うものとする。

(災害発生時等の受入れ)

第 38 条 災害その他不測の事態により要求水準書に示される計画ごみ量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、委託者がその処理を実施しようとする場合、受託者はその処理に協力するものとする。

2 前項の場合、廃棄物の処理に伴う費用等については、委託者と受託者の協議により、別途定めるものとする。

(余熱利用及びエネルギー回収)

第 39 条 受託者は、この契約、要求水準書等及び運営計画書等に従い、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の運転により生じる熱を利用して発電を行い、その余熱を場外熱利用施設に供給し、余剰分を本施設の所内利用により利用する。

2 前項の発電による電力は本施設で使用し、余剰電力を電気事業者に売電する。かかる売電による収益は委託者に帰属するものとする。売電については、委託者が電気事業者と契約し、発電側課金は委託者が負担する。

3 第 1 項の余熱の場外熱利用施設への供給による収益は委託者に帰属するものとする。

(処理残渣等の取り扱い)

第 40 条 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設から発生する灰及び飛灰は受託者が適切に貯留し、焼却灰の一部について委託者が指定する再生事業者の運搬車両への積み込みを行い、その余を委託者が指定する一般廃棄物最終処分場へ運搬する。

2 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設に併設される生ごみ堆肥化設備から産出される堆肥は、受託者が袋詰めし、保管する。

(資源化物の取扱)

第 41 条 受託者は、マテリアルリサイクル推進施設において、第 34 条に従い処理対象ごみを処理した結果発生する資源化物を、要求水準書に定めるところに従い場内運搬及び保管し、委託者が指定する運搬業者又は再生事業者への積み込みを行う。

2 マテリアルリサイクル推進施設において、第 34 条に従い処理対象物を処理した結果発生する可燃残渣その他エネルギー回収型一般廃棄物処理施設で適切に処理できるものは、受託者がエネルギー回収型一般廃棄物処理施設において焼却処理するものとし、不燃残渣は委託者が指定する一般廃棄物最終処分場に運搬する。

第 2 節 本施設の維持管理

(本施設の維持管理)

第 42 条 受託者は、本施設の基本性能を維持し、本施設を適正な状態に保つため、維持管理業務を実施する。

- 2 受託者は、この契約、要求水準書及び運営計画書等に従い本施設の維持管理業務を実施する。

(維持管理の実施に係る計画書)

第 43 条 受託者は、要求水準書の定めに従い、毎年度の維持管理業務の内容について、点検・検査計画書、補修計画書及び更新計画書等から構成される実施計画書を作成し、[各年度の開始までに]委託者の承諾を得るものとする。

- 2 受託者は、前条第 2 項のほか、前項により委託者の承諾を受けた実施計画書（以下単に「実施計画書」という。）に従い、各年度の維持管理業務を実施する。

(補修等)

第 44 条 受託者は、本施設が基本性能を満たし、維持するために必要な補修等を、この契約、要求水準書、運営計画書等及び実施計画書に従い、実施しなければならない。また、受託者は、自らの故意、過失又は業務不履行により生じた本施設の破損は、自らの費用で補修しなければならない。

- 2 受託者が本施設の補修・更新工事を実施するときは、要求水準書の定めに従い、工事着手までに施工計画書を作成して委託者の承諾を得たうえで実施するものとする。受託者は、委託者の承諾を得た施工計画書に従い補修・更新工事を実施するものとし、作業を完了したときは委託者に報告するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、不可抗力により本施設が損壊したときの補修は第 63 条第 4 項の協議又は第 64 条第 1 項の規定により委託者及び受託者が、法令等の改正による本施設の改修及び機器の更新は委託者が、その費用を負担する。
- 4 受託者は、前項により委託者が行う改修、補修及び更新に協力しなければならない。

(設計図書の更新)

第 45 条 受託者が補修又は更新を行ったときは、必要に応じ、貸与を受けた本施設の設計図書を更新し、委託者の確認を受けるものとする。

(契約不適合)

第 46 条 委託者は、受託者の実施した補修等の内容が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、更新・補修の完了の確認を受けた日から 2 年（ただし更新・補修の対象が設備機器のときは 1 年）以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は民法の定めに従う。
- 3 委託者は、補修等の完了の確認の際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合の修補

又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 委託者は、本施設が第1項の契約不適合により滅失又はき損したときは、第1項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、補修等の契約不適合が委託者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその材料又は指図の不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 民法第637条第1項の規定は、第2項から第4項までの規定が定める契約不適合に基づく補修及び損害補償の請求期間については適用しない。
- 7 本条はこの契約の契約期間終了後もその効力を有するものとする。
- 8 受託者は、第2項に定める契約不適合の修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間の経過後も、第42条第1項に従い本施設の基本性能を維持し、本施設を適正な状態に保つことを目的とする維持管理業務の実施の責任を運営期間を通じて負っていることを確認する。

第3節 その他の業務

(その他の諸業務)

第47条 受託者は、この契約、要求水準書、運営計画書等及び提案書類に従い、環境管理業務、安全衛生管理業務、防災対策業務及び事故対応、環境学習業務、情報管理業務及びその他関連業務を実施する

(業務報告)

- 第48条 受託者は、要求水準書の定めるところに従い、本施設の運転管理にかかる運転日誌、日報、月報及び年報等の運転管理に関する報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。各報告書の記載項目及び記載内容、提出期限等は委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- 2 受託者は、前項のほか、要求水準書第3編第2章第8節の第2項から第8項までに定める報告書を、要求水準書の定めに従い作成し、委託者に提出するものとする。

第4章 モニタリング

(受託者の自主モニタリング)

- 第49条 受託者は、運営期間中、自己の費用において、本施設が適正かつ安定的に稼働することを確保するため、提案書類に規定する自主モニタリングを実施する。
- 2 受託者は、運営期間中、自己の費用において、この契約、要求水準書、運営計画書等及び提案書類に従い、自ら又は法的資格を有する第三者機関に委託することにより、要求水準書に規定する環境管理業務に含まれる本施設に係る計測を実施するものとする。
- 3 受託者は、要求水準書及び提案書類に記載の計測項目及び計測頻度により前項の計測を実施しなければならない。当該計測に当たり、委託者は事前に通知のうえ、立ち会う

ことができる。

- 4 委託者は、前項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合、受託者に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、委託者が測定値に応じて決定できるものとする。
- 5 受託者は、基本性能として示されている項目で、要求水準書又は提案書類に記載の計測項目にあげられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は委託者が合理的に要求する場合、自らの費用により計測を実施し、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。

(委託者の検査・モニタリング)

第 50 条 委託者は、受託者によるこの契約の履行状況を確認するため、現場確認、受託者から提出された書類の内容確認、受託者に対する質問及び説明要求等のモニタリングを行う。

- 2 受託者は、監督員及びその他の委託者の職員、委託者の業務受託者が業務状況の確認のために本施設に立ち入るときは、これを拒んではならず、委託者からの質問及び説明要求を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。
- 3 受託者は、委託者が必要と判断したときは、第三者機関により運営管理状況のモニタリングを受けなければならない。かかるモニタリングの費用は、受託者に発生するものを除き、委託者の負担とする。
- 4 前 3 項のモニタリングのほか、委託者は、自己の費用負担により、本施設の検査、計測等を行うことができる。この場合、委託者は、受託者の通常の営業時間内に、抜き打ちによる検査の場合を除き、受託者に対する事前の通知を行った上で本施設へ立入り、自らの費用で検査、計測等を行うことができるものとするほか、委託者は、当該計測及び検査の業務を法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。なお、委託者は、受託者の行う運營業務の実施に重大な影響を与えないよう配慮して、検査を行わなければならない。

(要求水準等の未達)

第 51 条 前 2 条のモニタリングにより、委託者が、受託者の運營業務の実施に関し、別紙 2「モニタリング及び委託料の減額」（以下「モニタリング規定」という。）に定める要求水準等の未達成を認めたときは、モニタリング規定に従い受託者に対し是正勧告を命ずることができる。

- 2 受託者は、モニタリング規定に基づく是正勧告（第 1 回目）を受けたときは、モニタリング規定に定める改善計画書の提出、及び改善計画書に基づく改善を実施し、委託者の確認を受けなければならない。
- 3 委託者は、是正勧告（第 1 回目）を踏まえた改善計画書に沿った期間及び内容での改善が確認できないと判断した場合は、受託者に対し第 2 回目の是正勧告又は改善指示を命ずることができる。
- 4 受託者は、モニタリング規定に基づく是正勧告（第 2 回目）又は改善指示を受けたときは、再度、改善計画書の提出及び改善計画書に基づく改善を実施し、委託者の確認を

受けなければならない。

- 5 委託者は、要求水準等の未達成を認め、是正勧告（第2回目）を行ったときは、モニタリング規定に従い委託料を減額するものとする。

（停止基準値）

第52条 第49条又は第50条のモニタリングの結果、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設について停止基準値（要求水準書第1編第2章第9節第10項に示される排ガス基準値をいう。）が達成されていないことが判明した場合には、委託者又は受託者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受託者は直ちにエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の全部又は一部の運転を停止し、原因の究明に努め、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の補修や運營業務の改善等によりエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の正常な運転（基本性能を全て満足した運転をいう。以下同じ。）を再開しなければならない。

- 2 前項の場合、委託者は受託者に対し、本施設の運転停止時から60日以内に前項に定める本施設の補修、運營業務の改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、必要な本施設の補修、運營業務の改善等の実施のため、本施設の運転停止時から60日の猶予期間を与えるものとする。

（資源化物の要求水準未達）

第53条 受託者は、マテリアルリサイクル推進施設での処理により発生する資源化物が要求水準書第2編第1章第11節に規定する選別物の純度を満たさないときは、満たさないものについて再度マテリアルリサイクル推進施設で処理を行い、資源化物が当該保証値を満たすようにしなければならない。

（委託料の減額）

第54条 受託者が第52条第2項又は前条第3項により与えられる猶予期間内に、本施設の補修、運營業務の改善等を行い、本施設の正常な運転ができるように回復できない場合、猶予期間満了時から正常な運転ができるように回復したことを委託者が確認するまでの期間に相当する委託料のうちの固定費（エネルギー回収型一般廃棄物処理施設が正常に運転できない場合はエネルギー回収型一般廃棄物処理施設に係る委託料の固定費とし、マテリアルリサイクル推進施設が正常に運転できない場合はマテリアルリサイクル推進施設に係る委託料の固定費とする。）をモニタリング規定に基づき減額するものとする。ただし、計画外の運転停止又はその他基本性能の未達が受託者の責めに帰すことができない事由によることを受託者が明らかにしたときは、固定費の減額は行わないものとする。

- 2 前項による委託料の減額は、委託者の受託者に対する損害賠償の請求を妨げるものと解してはならず、委託料の減額分を損害賠償の予定と解してはならない。

（停止期間中等の処理対象ごみの処理）

第55条 計画外の運転停止の状態又は性能低下による計画ごみ量（第36条第1項の計画ごみ量をいう。）の全量の受入ができない状態に陥った場合、搬入される処理対象ごみ

は、次の各号に示す優先順位で処理するものとする。

- (1) 受入設備（ストックヤードを含む。以下同じ。）に処理対象ごみを受入れ、運転停止の対象部分の運転が再開するのを待つ。
- (2) 受入れた処理対象ごみが、受入設備の貯留容量を超えた場合、委託者の指示に従う。
- (3) 運転停止の対象部分運転を再開した場合は、本施設において処理を行う。

（費用負担）

第 56 条 基本性能の未達への対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象ごみを他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。）は、全て受託者が負担するものとする。ただし、当該基本性能の未達の原因について、不可抗力又は委託者の責に帰すべき事由に基づくことを受託者が明らかにした場合において、不可抗力による場合は第 63 条第 4 項の協議又は第 64 条第 1 項の規定により委託者及び受託者が、委託者の責めに帰すべき事由による場合は委託者が、当該費用を負担するものとする。

第 5 章 委託料の支払

（委託料の支払）

第 57 条 委託者は、受託者に対し、受託者がこの契約に従い運營業務を適切に行っていることを確認した上で、その対価として委託料を支払う。

- 2 委託者は、前項の確認を、原則として第 48 条各項に従い受託者が提出した報告書等の確認を通じて行う。
- 3 委託料の内訳及び算出方法並びに委託料の支払手続は、別紙 3「委託料の支払手続」に規定されるとおりとする。

（委託料の改定及び変更方法）

第 58 条 委託者及び受託者は、別紙 4「委託料の改定」に基づき委託料の改定を行うものとする。

- 2 前項による委託料の改定を除き、委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 4 この契約の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

第6章 施設所有権等

(所有権)

第59条 本施設の所有権は、委託者に属する。また、受託者が設備の更新等を行った場合においても施設及び設備の所有権は、委託者に属する。

(第三者の損害)

第60条 受託者は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、委託者又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

(保険)

第61条 受託者は、要求水準書及び提案書類の定めに従い、必要な保険に継続して加入するものとし、保険加入にあたり、委託者に保険契約内容等について報告するものとする。

2 受託者は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示し、委託者の確認を受けなければならない。

3 委託者は、本施設に関し、建物総合損害共済保険に加入する。

4 受託者は、委託者が前項の保険に基づく保険金を請求するときは、関連書類の作成等の事務を補助し、その他の必要な支援を提供するものとする。

第7章 法令変更、不可抗力

(法令等の改正)

第62条 委託者は、この契約締結後に法令等の変更が行われたときは、必要に応じ、協議のうえ要求水準書の変更を行い、若しくは運営計画書等の変更を受託者に指示するものとする。また、この契約締結後の法令等の変更により受託者の運營業務の実施に追加費用が生じるときは、次の各号の区分に従い、委託者及び受託者が当該追加費用を負担する。

(1) 関係法令・許認可の変更（第2号及び第3号に規定するものを除く。）の場合は、委託者

(2) 民間事業者の利益に課せられる税制度の変更の場合は、受託者

(3) 第2号以外の税制度の変更、新税の設立の場合は、委託者

2 法令等の変更により、要求水準書、運営計画書等の変更が可能となり、かかる変更により受託者の運營業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書及び運営計画書等の変更を行い、委託料を減額するものとする。

(不可抗力)

第63条 不可抗力によりいずれかの当事者がこの契約の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

2 当該通知を行った当事者は、通知日以降に係る不可抗力の事由が止み、この契約の履行の続行が可能となるときまで、この契約上の履行期日における履行義務を免れるもの

とし、相手方当事者についても同様とする。なお、委託者及び受託者は、それぞれ早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 3 委託者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する委託料の支払において、受託者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 委託者及び受託者は、相手方から第1項の通知を受領した場合には、速やかに対処方法、費用の負担、契約の継続及び変更等について協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に協議にかかる合意が得られない場合には、委託者は、不可抗力の対応方法を受託者に通知し、受託者はこれに従い運営業務を継続する。
- 5 委託者は、前項により委託者が不可抗力の対応方法を通知したときは、必要に応じ、要求水準書を変更し、若しくは運営計画書等の変更を受託者に指示することができる。また、委託者は、必要と認められるときは、委託料を変更するものとする。

(不可抗力による負担)

第64条 不可抗力が生じた場合において、費用の負担について前条第4項の協議が調わないときは、受託者の損害額及び増加費用額の合計額が、一年度につき、当該不可抗力に該当する事由が発生した年度の業務履行に対し委託者が支払うべき委託料（変動費は計画処理量により算出する。）の100分の1に至るまでは、受託者が当該損害額及び増加費用額を負担するものとし、これを超える額については委託者が負担する。

- 2 委託者及び受託者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(損害賠償等)

第65条 運営業務に関連して、委託者の責に帰すべき事由により受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 受託者は、この契約に従った運営業務を実施せず、又はその他この契約の定めるところに違反し、委託者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、この契約の履行に関して委託者、建設請負事業者又はその他の第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第61条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。
- 4 この契約に定める委託料の減額は前項に従った委託者の受託者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また委託料の減額を損害賠償の予定と解してはならない。
- 5 建設請負事業者による業務の実施にあたり又は建設工事請負契約の契約不適合責任期間における本施設の契約不適合に起因して損害又はこの契約の履行に関し増加費用が受託者に生じたときは、受託者は委託者にその状況を速やかに報告するものとする。
- 6 前項の損害の賠償及び増加費用は建設請負事業者が負担するものとし、受託者は委託者にそれらの損害の賠償や増加費用の負担を求めないものとする。ただし、それらの損

害及び増加費用が委託者の建設請負事業者又は運営事業者に対する指示が不適當であることその委託者のこの契約又は建設工事請負契約の債務不履行により生じたものであるときは、この限りでない。

第8章 契約の終了及び解除

(運営期間終了時の明け渡し条件)

第66条 受託者は、運営期間の末日をもって運営業務を終了する。

- 2 受託者は、運営期間の終了にあたり、本施設が要求水準書に定める「事業期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態」であることの確認を委託者から受けたうえで、本業務を終了しなければならない。
- 3 受託者は、前項の確認を受けるため、運営期間終了年度の前に要求水準書の定めに従い本施設の健全度診断を実施するものとする。
- 4 受託者は、運営期間終了後の本施設の円滑な運営のため、要求水準書に従い委託者に協力する。
- 5 受託者は、運営期間満了時において、本施設に受託者が所有又は管理する器具、機械、その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、本施設内を取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

(委託者による解除)

第67条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し催告することなく、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、運営業務に着手すべき期日を過ぎても運営業務に着手しないとき。
- (2) 運営業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 受託者又は統括責任者若しくはその他従業員等が、委託者の指示監督に従わず又は委託者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 第68条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) モニタリング規定に基づき解除の手續に移行したとき。
- (6) 受託者が業務の実施を放棄したと認められるとき。
- (7) 受託者に係る破産、会社更生手續、民事再生手續若しくは特別清算のいずれかの手續について、取締役会でその申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (8) 受託者が地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (9) 前各号に規定する場合のほか、受託者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (10) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（受託者が個人である場合にあっては当該個人をいい、受託者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは、常時、業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
 - カ 受託者が、下請契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請負契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 2 委託者は、この契約が前項各号により解除されたときは、受託者に対して損害賠償、補償、その他の一切の責任を負わない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第4号に該当して解除された場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 委託者は、運営期間の終了日までの間は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 6 委託者は、前項の規定による契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第 68 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 21 条第 4 項又は第 22 条の規定により要求水準書等を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 24 条の規定による業務の中止期間が 6 月を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。ただし、委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 69 条 この契約に関し、受託者（設計共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約金額（変動費分は計画ごみ量で算出する。）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(談合防止規定の適用)

第 70 条 本事業の入札の落札者（以下「本件落札者」という。）又は運営事業者が、令和〇年〇月〇日付けで委託者と本件落札者及び運営事業者で締結された本事業に係る基本契約（以下、「基本契約」という。）の第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、委託者は、何らの催告を要せず、この契約を解除できるものとする。

2 前項により委託者がこの契約を解除するときは、前条は適用しない。

3 第 1 項により委託者がこの契約を解除した場合において、この契約が前条第 1 項第 1 号により解除されたものとみなして第 73 条及び第 74 条を適用する。

4 委託者は、第 1 項によるこの契約の解除により受託者に生じた損害について何らの責任を負わない。

(法令変更による解除)

第 71 条 第 62 条第 1 項又は第 2 項の協議が調わないとき又はこの契約の継続に必要な委託者の費用負担が可分なときは、委託者はこの契約を解除することができる。

2 前項により委託者がこの契約を解除したときは、受託者が業務を終了するための費用につき相当と認められるものを負担する。

(不可抗力による解除)

第 72 条 第 63 条第 4 項の協議が調わないとき、不可抗力の発生により受託者による運営業務の継続が不能又は著しく困難と認められるとき、又は本事業の継続に必要な委託者の費用負担が過大なときは、委託者はこの契約を解除することができる。

2 前項により委託者がこの契約を解除したときは、受託者が業務を終了するための費用につき相当と認められるものを負担するものとする。

(解除の効果)

第 73 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 4 項に規定する委託者及び受託者の義務は将来に向かって消滅する。

2 受託者は、この契約が解除された場合において、受託者が既に運営業務を実施し、第 57 条第 2 項の確認を受けていない部分があるときは、業務の完了した部分について委託者の確認を受けるものとし、履行の確認を受けた部分に相応する委託料の支払を受けることができる。この場合において、確認を受けた部分が 1 か月に満たない期間であるときは、確認を受けた部分に相応する委託料の固定費部分は日割り計算で算出する（1 円未満は切り捨て。）。

(解除に伴う措置)

第 74 条 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 67 条第 1 項、第 71 条又は第 72 条によるときは委託者が定め、第 68 条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

3 第 66 条第 5 項の規定は、この契約の解除について準用する。

第 9 章 補則

(委託者が提供した書類等の著作権)

第 75 条 委託者がこの契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等（委託者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、委託者に帰属する。

- 2 委託者は、成果物（ただし、受託者が提出したものに限る。以下同じ。）及び本施設について、それらが著作物に該当するか否かにかかわらず、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

（著作権の利用等）

第 76 条 受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 受託者は、委託者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（委託者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で委託者又は委託者が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

- 3 受託者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物の内容を公表すること。
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（著作権等の譲渡禁止）

第 77 条 受託者は、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作権の権利を委託者以外の第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害防止）

第 78 条 受託者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

- 2 受託者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（特許権等の使用）

第 79 条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保

護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、受託者がその使用に関して要した費用を委託者は、負担しなければならない。

（秘密の保持）

第 80 条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第 81 条 受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、この特記規定に添付の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 82 条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年 2.5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき委託料を相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第 83 条 この約款の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服のある場合その他契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上、調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者で折半し、その他のものは委託者及び受託者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、統括責任者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 18 条第 2 項の規定により受託者が決定を行った後、同条第 4 項の規定により委託者が決定を行った後又は受託者若しくは委託者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律

第 222 号) に基づく調停の申立てを行うことができる。

(届出書、通知書等の様式)

第 84 条 この契約に基づき受託者が委託者に対して提出すべき届出書、通知書等の様式は、委託者の定めるところによる。

(契約外の事項)

第 85 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(特別目的会社の特則)

第 86 条 受託者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること。
- (2) 持分会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行うこと。
- (3) 定款を変更すること。

- 2 受託者は、商業登記の登記事項に変更があったときは、速やかに委託者に報告しなければならない。
- 3 受託者は、この契約により受託者が行うべきものとされている事業のほかは、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、要求水準書に規定する業務以外の業務を行ってはならない。
- 4 事業者は、この契約に基づく債務を全て履行した後でなければ、運営期間終了後も解散することはできない。

(計算書類の提出)

第 87 条 受託者は、この契約の契約期間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）で要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、受託者の毎会計年度終了後 3 か月以内に委託者に提出しなければならない。なお、受託者が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を委託者に提出するものとする。

(株主に関する誓約)

第 88 条 受託者は、受託者の株主をして、原則としてこの契約終了日まで受託者の株式を保有させるものとし、あらかじめ書面により委託者の同意を得た場合に限り、その全部又は一部を第三者に対して譲渡することができるものとする。

- 2 受託者は、受託者の株主をして、あらかじめ書面により委託者の同意を得た場合に限り、事業者の株式の全部又は一部に対して担保を設定させることができる。

- 3 第1項の取扱いは、受託者の株主間において事業者の株式の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

別紙 1 支給品及び貸与品（第 7 条関係）

貸与品は、次に掲げるとおりとする。

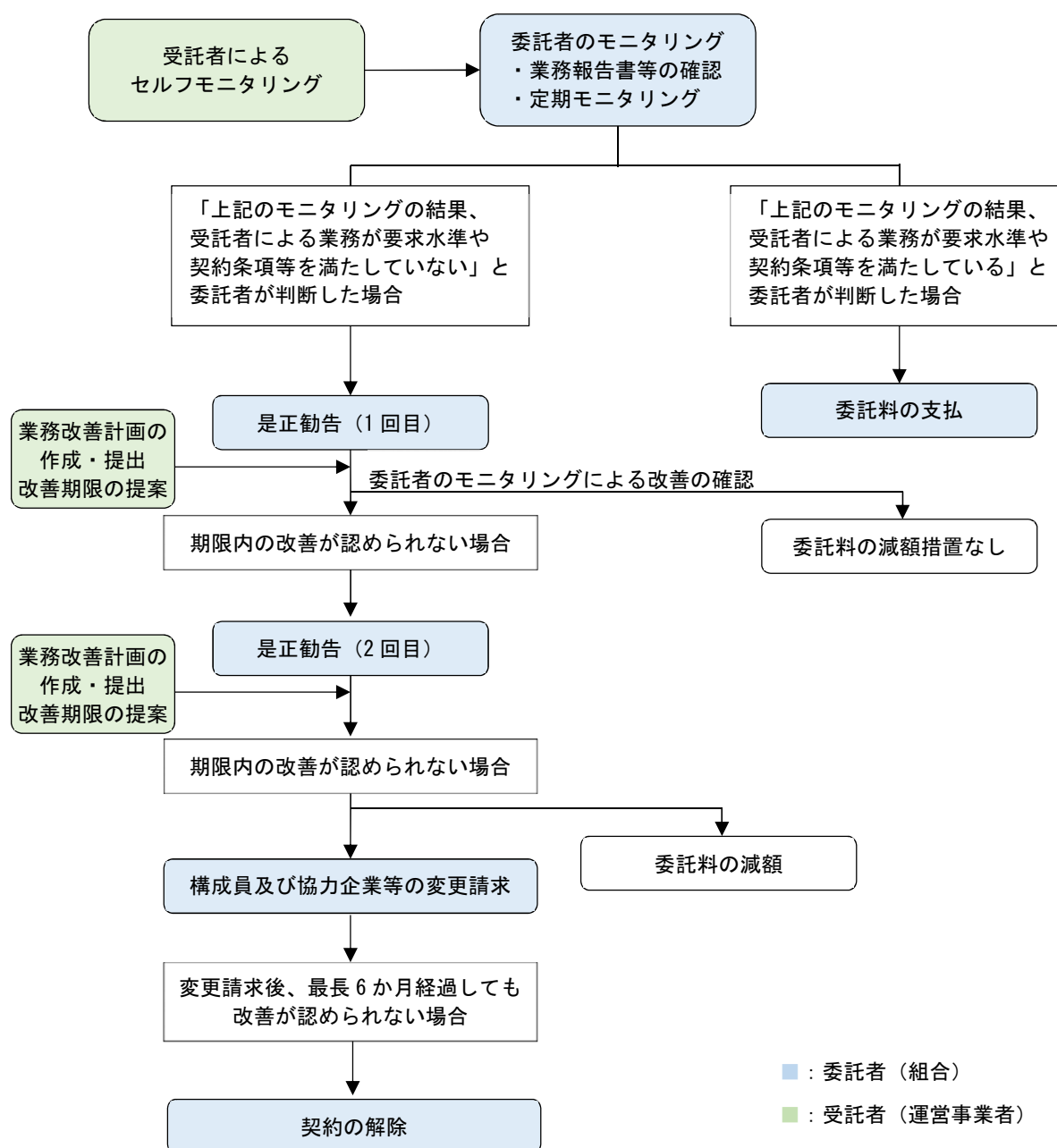
品名	数量	品質	引渡場所	引渡時期
完成図書（本施設）	一式	－	委託者と受託者の協議により定める	本契約締結後速やかに
その他	－	－		

上記に定めるもので、数量、品質又は規格若しくは性能の記載がないものについては、契約締結後、委託者が受託者に示すものとする。

別紙2 モニタリング及び委託料の減額

委託者は、本事業について募集要項及び受託者が作成した提案書類並びに運營業務マニュアルに基づいて適正かつ確実な運營業務の要求水準の確保がなされているかどうかを確認するため、受託者により提供される本事業の水準を監視、測定及び評価する。モニタリングにより要求水準書及び運営計画書等に規定する水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、是正勧告、運転停止、委託費の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

運営期間中の業務水準低下に関する措置は以下に示すとおりとする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由により、運營業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、以下のフローによらず委託費の減額を行う。



1 モニタリング方法

モニタリングは、委託費の減額を目的とするものではなく、委託者と受託者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるように実施状況を一定の水準に保つことを目的に実施する。

1.1 受託者によるモニタリング

受託者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、運營業務マニュアル等に基づき日報、月報、年報、その他の報告書（以下「業務報告書等」という。）をそれぞれ期日までに作成し委託者に提出する。業務報告書等の提出頻度、時期及び詳細項目については、委託者と受託者による協議の上、決定する。

1.2 委託者によるモニタリング

委託者は、自己の責任及び費用で受託者が作成した業務報告書等に基づき定期モニタリングを行い、受託者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、委託者は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

2 業務の改善についての措置

委託者は、上記モニタリングの結果から、受託者による業務が要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

2.1 是正勧告（第1回目）

確認された不具合が、繰り返し発生したものであるか、初発でも重大であると認めた場合、委託者は受託者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。受託者は、委託者から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則 60 日以内）について委託者と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善報告書を委託者に提出し、承諾を得ること。

2.2 やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、受託者は委託者に対して速やかかつ詳細に報告し、その改善策について委託者と協議する。

受託者の通知した事由に合理性があると委託者が判断した場合、委託者は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

2.3 改善の確認

委託者は受託者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

2.4 是正勧告（第2回目）

業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと委託者が判断した場合は、委託者は受託者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

2.5 構成員及び協力企業の変更

2.4 の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと委託者が判断した場合、委託者は当該業務を担当している構成員及び協力企業を変更することを受託者に請求することができる。

2.6 契約の解除等

2.5 の業務担当企業の変更を行った後、最長6か月を経過しても改善効果が認められないと委託者が判断し、委託者が本契約の継続を希望しない時には本契約を解除することができる。

3 委託費の減額措置

委託者が是正勧告（第2回目）を受け、再度提出された業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと委託者が判断した場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日として委託費を減額する。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由により、運営業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、その事象が発生した日を起算日とする。

3.1 減額の算定方法

委託費の減額は、以下の式により算出する。

減額＝（1日当たりの委託費：円／日）×（減額率：％）×（水準未達日数：日）

※「1日当たりの委託費：円／日」とは、当該年度の固定費を当該年度の日数で除した費用とする。

※「固定費」は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設が正常に運転できない場合はエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の処理対象ごみに係る委託費の固定費とし、マテリアルリサイクル推進施設が正常に運転できない場合はマテリアルリサイクル推進施設の処理対象ごみに係る委託費の固定費とする。

※「水準未達日数」とは、2回目の是正勧告の受諾から業務改善作業（委託者の改善作業完了の承諾まで）に要した合計日数とする。（事業者の責めに帰すべき事由によ

り、要求水準書等に定める本施設の停止基準値の未達成が生じた場合には、その事業が発生した日からの合計日数とする。)

3.2 減額率の設定

減額措置が必要となる状態に応じた減額率は以下のとおりとする。

なお、同年度内において、同一事象に対して業務不履行が生じた場合には、加算する減額率を2倍として加算する。

	基準	減額率
レベル1	要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たしておらず、運営に当たって利便性を欠く場合等	水準未達と認定された場合に2%
レベル2	要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たしておらず、本施設の運営に当たって重大な影響がある場合等	水準未達と認定された場合に5%
レベル3	要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たしておらず、本施設の運営に明らかな支障がある場合等	水準未達と認定された場合に10%

別紙3 委託料の支払手続

1 委託費の内訳

委託者が受託者に支払う対価は以下のとおりである。委託費は固定費と変動費に区分する。

	種類	内容
運営・維持 管理業務	固定費 ※処理対象ごみの多寡 に関係なく支払う対価	・人件費 ・維持管理費（各種点検等の保守管理費及び補修・修繕工事費用等） ・業務委託費 ・電気・水道の基本料金 ・特別目的会社の運営費用 ・燃料費（炉の立上げ下げに伴うもの）
	変動費 ※処理対象物ごみに応 じて支払う対価	・電力量料金 ・上水道料金 ・燃料費（助燃等に要するもの） ・薬剤費

2 算出方法

委託費は固定費と変動費の合計とする。変動費は以下の式で算定するものとする。また、変動単価は、処理対象ごみ 1 t 当たりの変動的な処理単価とする。なお、処理対象ごみは施設へ受入れる際に計量するエネルギー回収型一般廃棄物処理施設での処理対象ごみ、マテリアルリサイクル推進施設での不燃ごみ、不燃粗大ごみ、缶、ペットボトル及びプラスチック資源を指す。

$$\text{変動費} = (\text{変動費単価 (円/t)}) \times (\text{処理量 (実績) (t)})$$

3 業務委託費の金額

[提案書に従い、業務委託費内訳表を添付]

4 委託費の支払手続

委託費の支払い手続は以下のとおりとする。

- ① 受託者は、計量を行った本施設への処理対象ごみの量に基づき、毎月末締めで委託費の固定費及び変動費（月額、変動費は処理対象ごみのみ）を算定し、委託者へ通知する。
- ② 委託者は固定費の減額がある場合には、その旨を受託者に通知する。
- ③ ①の通知に対して、委託者側に異議がないときには、受託者は、委託費の請求書及び月次の報告書を委託者に提出する。
- ④ 委託者は、請求書を受領後 30 日以内に、当該金額の委託費を受託者の銀行口座に入金する。
- ⑤ ②の通知に対して受託者より委託者へ異議の申出がなされた場合には、委託費の金額について、委託者と受託者で協議を行い、精算等を行う。なお、②の通知を受領した

後、受託者が 10 日以内に異議を申し立てないときは、異議がないものとみなす。

- ⑥ 委託費の固定費は、年額を 12 等分した金額を各月の固定費として支払う。1 円未満の端数が生ずるときは、年度末の最終支払額で調整する。支払対象期間が 1 か月に満たない場合は、日割計算にて支払う。

別紙４ 委託料の改定

1 委託費の改定

運営期間中の物価上昇率等の変動可能性のある経済要素については、原則次の考え方に従い、翌年度の委託費へ反映させる。

- ① 変動要素の見直し作業は、原則、翌年度の委託費を設定する 10 月に行う。
- ② 変動要素の見直しに関して、初回（令和 12 年 8 月の変動要素）は初期値に対して、以降は固定費及び変動費原単位のそれぞれの直近の見直し後の数値に対して測ることとする。
- ③ 変動要素の見直し時点から、実際の委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、委託者と受託者は、協議により変動要素の見直しをすることができる。

委託費の各構成項目については、毎年度、変動要素を勘案した見直しを行う。見直しに係る評価指標（以下「インデックス」という。）は、以下に示すとおりとする。

対象費用	インデックス	備考
人件費相当額	政府統計の総合窓口（e-Stat）に記載の毎月勤労統計調査 賃金指数の調査産業計（5 人以上指数及び入職率表（合計）所定内給与）	前年度の 9 月から今年度の 8 月までの年平均値。ただし、10 月 1 日時点で全てのデータが公表されていないときは、公表されているデータの平均値。
電気料金	電気料金 前年度の 9 月から今年度の 8 月までの年平均単価を算出	燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む。
水道料金	一関市上下水道料金単価を、前年度 9 月から今年度 8 月までの年平均値毎に算出	
薬剤費	日本銀行調査統計局「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品」	前年度の 9 月から今年度の 8 月までの年平均値。ただし、10 月 1 日時点で全てのデータが公表されていないときは、公表されているデータの平均値。
燃料費	日本銀行調査統計局「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／灯油」	前年度の 9 月から今年度の 8 月までの年平均値。ただし、10 月 1 日時点で全てのデータが公表されていないときは、公表されているデータの平均値。
維持補修費	日本銀行調査統計局「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」	前年度の 9 月から今年度の 8 月までの年平均値。ただし、10 月 1 日時点で全てのデータが公表されていないときは、公表されているデータの平均値。
上記以外	日本銀行調査統計局による「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」	前年度の 9 月から今年度の 8 月までの年平均値。ただし、10 月 1 日時点で全てのデータが公表されていないときは、公表されているデータの平均値。

見直しの対象となるインデックスの比率を算定する。このとき価格指数比に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

算定されたインデックス比をもとに以下の算定式をもとに改定額を算定する。なお、具体的な改定方法は下表に示すものとする。

対象費用	見直し額の算定式
C A：人件費	■1回目の改定 契約時の賃金指数（令和6年度9月から令和7年度8月の平均値）を基準値とし、ある年度における賃金指数と基準値の差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_t / X_1) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } t \text{ 年度の人件費に係る対価を改定する。}$ $C A_t = C A_{t0} \times (X_t / X_1)$ C A_t：当該事業年度の人件費に係る対価 C A_{t0}：契約時に規定された当該事業年度の人件費に係る対価 X_t：事業t年度の支払い対象となる前々年度（事業t-2年度9月から事業t-1年度8月）の賃金指数の平均値 X₁：契約時の賃金指数の年平均 ■2回目以降の改定 前回の改定が行われた際（t年度）に基準値との比較に用いた賃金指数（X_t）を新たな基準値とし、その後の年度における賃金指数と基準値との差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_c / X_t) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } c \text{ 年度の人件費に係る対価を改定する。}$ $C A_c = C A_t \times (X_c / X_t)$ C A_c：当該事業年度の人件費に係る対価 C A_t：事業t年度に改定された当該事業年度の人件費に係る対価 X_c：事業c年度の支払い対象となる前々年度（事業c-2年度9月から事業c-1年度8月）の賃金指数の平均値

対象費用	見直し額の算定式
C B：電気料金	■1 回目の改定 契約時の電気料金（年平均単価）を基準値とし、ある年度における電気料金と基準値の差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_t / X_1) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } t \text{ 年度の電気料金に係る対価を改定する。}$ $C B_t = C B_{t0} \times (X_t / X_1)$ C B_t：当該事業年度の電気料金に係る対価 C B_{t0}：契約時に規定された当該事業年度の電気料金に係る対価 X_t：事業 t 年度の支払い対象となる前々年度（事業 t-2 年度 9 月から事業 t-1 年度 8 月）の電気料金（年平均単価） X₁：契約締結時の電気料金（年平均単価） ■2 回目以降の改定 前回の改定が行われた際（t 年度）に基準値との比較に用いた電気料金（X_t）を新たな基準値とし、その後の年度における電気料金と基準値との差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_c / X_t) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } c \text{ 年度の電気料金に係る対価を改定する。}$ $C B_c = C B_t \times (X_c / X_t)$ C B_c：当該事業年度の電気料金に係る対価 C B_t：事業 t 年度に改定された当該事業年度の電気料金に係る対価 X_c：事業 c 年度の支払い対象となる前々年度（事業 c-2 年度 9 月から事業 c-1 年度 8 月）の電気料金（年平均単価）

対象費用	見直し額の算定式
CC：水道料金	■1 回目の改定 契約時の水道料金を基準値とし、ある年度における水道料金と基準値の差が 1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $(X_t / X_1) \times 100 > 1.5\%$ のとき t 年度の水道料金に係る対価を改定する。 $CC_t = CC_{t0} \times (X_t / X_1)$ CC_t：当該事業年度の水道料金に係る対価 CC_{t0}：契約時に規定された当該事業年度の水道料金に係る対価 X_t：事業 t 年度の支払い対象となる前々年度（事業 t-2 年度 9 月から事業 t-1 年度 8 月）の水道料金の平均値 X₁：契約締結時の水道料金 ■2 回目以降の改定 前回の改定が行われた際（t 年度）に基準値との比較に用いた水道料金（X_t）を新たな基準値とし、その後の年度における水道料金と基準値との差が 1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $(X_c / X_t) \times 100 > 1.5\%$ のとき c 年度の水道料金に係る対価を改定する。 $CC_c = CC_t \times (X_c / X_t)$ CC_c：当該事業年度の水道料金に係る対価 CC_t：事業 t 年度に改定された当該事業年度の水道料金に係る対価 X_c：事業 c 年度の支払い対象となる前々年度（事業 c-2 年度 9 月から事業 c-1 年度 8 月）の水道料金の平均値

対象費用	見直し額の算定式
C D：薬剤費	■1 回目の改定 契約時の消費税を除く国内企業物価指数のうち小分類「無機化学工業製品」（令和 6 年度 9 月から令和 7 年度 8 月の平均値）を基準値とし、ある年度における消費税を除く国内企業物価指数と基準値の差が 1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $(X_t / X_1) \times 100 > 1.5\%$ のとき t 年度の薬剤費に係る対価を改定する。 $C D_t = C D_{t0} \times (X_t / X_1)$ C D_t：当該事業年度の薬剤費に係る対価 C D_{t0}：契約時に規定された当該事業年度の薬剤費に係る対価 X_t：事業 t 年度の支払い対象となる前々年度（事業 t-2 年度 9 月から事業 t-1 年度 8 月）の消費税を除く国内企業物価指数の平均値 X₁：契約締結時の消費税を除く国内企業物価指数の平均値 ■2 回目以降の改定 前回の改定が行われた際（t 年度）に基準値との比較に用いた消費税を除く国内企業物価指数（X_t）を新たな基準値とし、その後の年度における消費税を除く国内企業物価指数と基準値との差が 1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $(X_c / X_t) \times 100 > 1.5\%$ のとき c 年度の薬剤費に係る対価を改定する。 $C D_c = C D_t \times (X_c / X_t)$ C D_c：当該事業年度の薬剤費に係る対価 C D_t：事業 t 年度に改定された当該事業年度の薬剤費に係る対価 X_c：事業 c 年度の支払い対象となる前々年度（事業 c-2 年度 9 月から事業 c-1 年度 8 月）の消費税を除く国内企業物価指数の平均値

対象費用	見直し額の算定式
CE：燃料費	■1 回目の改定 契約時の消費税を除く国内企業物価指数のうち小分類「灯油」（令和6年度9月から令和7年度8月の平均値）を基準値とし、ある年度における消費税を除く国内企業物価指数と基準値の差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_t/X_1) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } t \text{ 年度の燃料費に係る対価を改定する。}$ $CE_t = CE_{t0} \times (X_t/X_1)$ CE_t：当該事業年度の燃料費に係る対価 CE_{t0}：契約時に規定された当該事業年度の燃料費に係る対価 X_t：事業t年度の支払い対象となる前々年度（事業t-2年度9月から事業t-1年度8月）の消費税を除く国内企業物価指数の平均値 X₁：契約締結時の消費税を除く国内企業物価指数の平均値 ■2 回目以降の改定 前回の改定が行われた際（t年度）に基準値との比較に用いた消費税を除く国内企業物価指数（X_t）を新たな基準値とし、その後の年度における消費税を除く国内企業物価指数と基準値との差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_c/X_t) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } c \text{ 年度の燃料費に係る対価を改定する。}$ $CE_c = CE_t \times (X_c/X_t)$ CE_c：当該事業年度の燃料費に係る対価 CE_t：事業t年度に改定された当該事業年度の燃料費に係る対価

	X_c : 事業 c 年度の支払い対象となる前々年度（事業 c-2 年度 9 月から事業 c-1 年度 8 月）の消費税を除く国内企業物価指数の平均値
--	---

対象費用	見直し額の算定式
C F : 維持補修費	■1 回目の改定 契約時の企業向けサービス価格指数のうち小分類「機械修理」（令和6年度9月から令和7年度8月の平均値）を基準値とし、ある年度における企業向けサービス価格指数との差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者により委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、それ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_t / X_1) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } t \text{ 年度の維持補修費を改定する。}$ $C F_t = C F_{t0} \times (X_t / X_1)$ C F_t : 当該事業年度の維持補修費に係る対価 C F_{t0} : 契約時に規定された当該事業年度の維持補修費に係る対価 X_t : 事業 t 年度の支払い対象となる前々年度（事業 t-2 年度 9 月から事業 t-1 年度 8 月）の企業向けサービス価格指数の平均値 X₁ : 契約時の企業向けサービス価格指数の平均値 ■2 回目以降の改定 前回の改定が行われた際（t 年度）に基準値との比較に用いた企業向けサービス価格指数（X_t）を新たな基準値とし、その後の年度における企業向けサービス価格指数と基準値との差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_c / X_t) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } c \text{ 年度の維持補修費に係る対価を改定する。}$ $C F_c = C F_t \times (X_c / X_t)$ C F_c : 当該事業年度の維持補修費 C F_t : 事業 t 年度に改定された当該事業年度の維持補修費 X_c : 事業 c 年度の支払い対象となる前々年度（事業 c-2 年度 9 月から事業 c-1 年度 8 月）の企業向けサービス価格指数の平均値

対象費用	見直し額の算定式
CG：委託費のうち、CA、CB、CC、CD、CE及びCFを除いた額	■1 回目の改定 契約時の企業向けサービス価格指数のうち小分類「総平均」（令和6年度9月から令和7年度8月の平均値）を基準値とし、ある年度における企業向けサービス価格指数との差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者により委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、それ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_t/X_1) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } t \text{ 年度の委託費（人件費、電気料金、水道料金、薬剤費、燃料費、維持補修費を除く）を改定する。}$ $CG_t = CG_{t0} \times (X_t/X_1)$ CG_t：当該事業年度の委託費（人件費、電気料金、水道料金、薬剤費、燃料費、維持補修費を除く）に係る対価 CG_{t0}：契約時に規定された当該事業年度の委託費（人件費、電気料金、水道料金、薬剤費、燃料費、維持補修費を除く）に係る対価 X_t：事業t年度の支払い対象となる前々年度（事業t-2年度9月から事業t-1年度8月）の企業向けサービス価格指数の平均値 X₁：契約時の企業向けサービス価格指数の平均値 ■2 回目以降の改定 前回の改定が行われた際（t年度）に基準値との比較に用いた企業向けサービス価格指数（X_t）を新たな基準値とし、その後の年度における企業向けサービス価格指数と基準値との差が1.5%を超える場合には、委託者と受託者による委託費の改定に係る協議を行うことができる。 改定は、以下の算式により、変動をそれ以降の年度の委託費に反映させる。 $ (X_c/X_t) \times 100 > 1.5\% \text{ のとき } c \text{ 年度の委託費（人件費、電気料金、水道料金、薬剤費、燃料費、維持補修費を除く）に係る対価を改定する。}$ $CG_c = CG_t \times (X_c/X_t)$ CG_c：当該事業年度の委託費（人件費、電気料金、水道料金、薬剤費、燃料費、維持補修費を除く）

	$C G_t$: 事業 t 年度に改定された当該事業年度の委託費（人件費、電気料金、水道料金、薬剤費、燃料費、維持補修費を除く） X_c : 事業 c 年度の支払い対象となる前々年度（事業 $c-2$ 年度 9 月から事業 $c-1$ 年度 8 月）の企業向けサービス価格指数の平均値
--	---

2 著しい経済環境の変動等

受託者又は委託者は、著しい経済環境の変動等によって上記に定める委託費の算出方法で考慮されない改定理由若しくは変動要素が生じた場合、算出方法の前提条件とは大幅に異なる事態が生じた場合、又は、委託費の改定によっても受託者又は委託者の受ける損害等が回復されず、事業の継続が困難になると受託者及び委託者が合理的に認めた場合には、受託者又は委託者は、相手方に対して、具体的な根拠を示した書面を提出することにより、協議を申し入れることができ、その相手方は合理的な理由がなければ当該協議の申入れを拒否することはできない。

受託者及び委託者は、速やかに委託費の算定方法及びその支払方法の変更等について協議し、かかる著しい経済環境の変動等について合意が成立した場合には、かかる事由に起因して相手方に生じた追加費用の負担を行う。

3 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、委託者及び受託者の協議により決定する。

変更要因	基本的な対応の考え方	
制度の変更	買電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は委託者の収入／負担とする。
	売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は委託者の収入／負担とする。なお、「売電量増加分の対価」の支払いが発生する際は、当該変更を踏まえて支払うものとする。
契約先の変更	買電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は受託者の収入／負担とする。
	売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は委託者の収入／負担とする。なお、「売電量増加分の対価」の支払いが発生する際は、当該変更を踏まえて支払うものとする。
売電単価の変動に伴う変更		変更によって生じる費用の増減は委託者の収入／負担とする。
上記以外の変更	買電に係る契約	委託者及び受託者の協議により決定する。
	売電に係る契約	委託者及び受託者の協議により決定する。

※提案時の不備等といった受託者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。
※上記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者の情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び死者の情報（以下「個人情報等」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(保有の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得し、又は作成するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者等)

第5 受託者は、この契約による業務における個人情報等の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報管理責任者及び従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ委託者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、この個人情報取扱特記事項に定める事項を適切に実施するよう、従事者を監督しなければならない。

4 従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、この個人情報取扱特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の持出しの禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(委託の承諾)

第9 受託者は、この契約による個人情報等を取り扱う業務については、自ら行うものとし、委託者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受託者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、委託先の名称、委託する理由、委託して処理する内容、委託先において取り扱う情報、委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により委託したい旨を委託者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受託者は委託先にこの個人情報取扱特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、委託先との契約において、委託先に対する管理、監督の手續及び方法について、具体的に定めなければならない。

5 受託者は、委託先に業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理及び監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還)

第10 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は受託者自らが取得し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと、個人情報等の取扱いに従事する者が遵守すべき事項その他個人情報等の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査等)

第12 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の状況について、随時調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の対応)

第13 受託者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。